

～ORCAのプログラム更新・マスタ更新のお願い～

平素はORCAをご使用いただき誠にありがとうございます。

12月10日「検査料の点数の取扱いについて」の通知があり、新型コロナウイルス検査の点数が見直しされることになりました。**新しい点数は、2021年12月31日から適用されます。**

新しいマスタにつきましては、12月22日（水）にマスタが提供される予定ですが、提供時刻が未定のため、12月23日（木）以降にORCAのプログラム更新・マスタ更新をお願いいたします。
※クラウド版ORCAは自動で更新されます。

＜ 変更内容 ＞

- ・新型コロナウイルス検査の点数が、臨時的に12月31日に前倒しして引き下げられます。（一部経過措置あり）
- ・新型コロナウイルス検査の点数変更に伴い、12月31日からの点数マスタは、別の診療行為コードに変更となります。

検査項目		現行点数	2021/12/31 以降	(新) 診療行為コード
SARS-CoV-2 核酸検出	(検査委託)	1800点	1350点 ※2022/4/1以降 700点	160229450
	(検査委託以外)	1350点	700点	160229550
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	(検査委託)	1800点	1350点 ※2022/4/1以降 700点	160229650
	(検査委託以外)	1350点	700点	160229750
SARS-CoV-2 抗原検出（定性）		600点	300点	160229850
SARS-CoV-2 抗原検出（定量）		600点	560点	160229950
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原 同時検出（定性）		600点	420点	160230050

※ 激変緩和のための経過措置として、**令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点**（D023 微生物核酸同定・定量検査 「14」 SARS コロナウイルス核酸検出（450点）3回分）とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、**令和4年4月1日に700点**とする。

詳細につきましては下記のURLよりご参照ください。

- ・検査料の点数の取扱いについて

厚生労働省保険局医療課長 保医発1210第1号 令和3年12月10日

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211213S0030.pdf>